

## 8020運動・口腔保健推進事業実施要綱（案）

医政発0410第23号

平成27年4月10日

医政発〇〇〇〇第〇号

平成28年〇月〇日

## 8020運動推進特別事業

### 1 目的

この事業は、国民の歯の健康の保持を推進させる観点から、都道府県が地域の実情に応じた8020運動に係る政策的な事業を行うとともに、歯科保健事業の円滑な推進体制の整備を行うことを目的とする。

### 2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。

### 3 事業内容

この事業の内容は、都道府県が実施する（1）及び（2）の事業とする。

#### （1）8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置

この事業の実施にあたり、8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会を設置すること。

- ・委員は歯科保健医療サービスを利用する立場にある者を含めた委員構成とする。（委員の例：歯科医師、歯科衛生士、学校保健関係者、産業保健関係者、介護保険関係者、行政、住民等）
- ・8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会では、各地域における歯科保健に関する課題を検討し、母子保健や老人保健等の関係部局と連携して、事業計画の策定や評価を行うものとする。

#### （2）8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するための事業

地域の実情に応じて、次に掲げる事業の中から、歯科保健事業を計画的に行うものとする。ただし、都道府県は外部の専門機関等に委託することができるものとする。

ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材に対する研修事業

イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業

ウ その他、口腔保健推進事業に掲げる事業以外の事業

### 4 補助条件

（1）他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしない。

（2）上記3（2）の事業を行う場合、交付要綱に定める実績報告とは別に、以下の内容が記載された概略図1枚を事業実施の翌年度5月31日までに任意